

平成30年度 粕屋町木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金申請要領

◆補助対象住宅

木造戸建て住宅で、次の①から④すべての要件を満たすものが対象になります。

- ①粕屋町内に存在し、居住者がいること。
- ②昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て宅であること。
- ③耐震改修工事により、建築基準法等の規定に違反しないこと。
- ④耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であること。

◆補助対象者

次の①から④すべての要件を満たす方が対象となります。

- ①粕屋町民であること。
- ②住宅の所有者であって、該当住宅に現に居住していること。
- ③町税を滞納していないこと。
- ④過去に、本補助金の交付を受けたことがないこと。

◆耐震診断は次の機関でできます。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

TEL 092-781-5169

耐震診断1件につき3千円かかります。(自己負担になります。)

耐震診断結果の上部構造評点が 1.0 以上であれば補助対象外です。

ここまでの要件を満たしていれば、協働のまちづくり課にご連絡ください。

ただし、この段階ではまだ工事施工業者と工事契約は行わないでください。

◆補助金の額

耐震改修工事にかかる費用の20%（ただし、上限30万円）とし、千円未満の端数は切り捨てます。耐震改修工事以外の工事費は補助の対象外です。

◆募集予定件数

5件程度。

◆申請方法

申請者は、補助金申請をする前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容等について、協働のまちづくり課と事前協議を行ってください。その後、必要書類を提出していただきます。

◆申請の受付期間

平成30年5月7日（月）から平成30年12月28日（金）まで

◆工事契約及び着工の時期

補助金の交付決定通知の日以降とします。**申請前に工事契約及び着工されたものは補助の対象外になります**ので、ご注意ください。

◆工事完了の時期

平成31年2月28日（木）

工事完了後、1週間以内に実績報告書を提出してください。

●問い合わせ先

粕屋町協働のまちづくり課 TEL 938-0173